

学内研第789号  
令和6年3月28日

各部局等の長 殿

理事（企画・研究担当）  
（公印省略）

令和6年度「研究倫理教育」及び「研究費公正執行教育」  
の実施について（依頼）

本学では、平成30年度以降、「研究倫理教育」及び「研究費公正執行教育」を実施し、3年度に一度の一斉受講（新規採用者においては採用年度の受講）を義務付けており、令和6年度は一斉受講年度となっております。

については、貴部局等における受講対象者を確認の上、当該教育が確実に実施されるよう周知徹底願います。

なお、「令和6年度以降の研究倫理教育及び研究費公正執行教育の実施方策」（別添1）に基づき、今回から受講期間を設けておりますので、御留意願います。また、当該年度の受講対象者数及び受講完了者数については、次年度の4月初旬に報告を求めますので、コンプライアンス推進責任者（別添2）においては、未受講者に対して、eラーニングの受講・再受講の督促を行うとともに、理解度が低い受講者に対しては、再教育及び理解度再調査を実施する等、受講管理についても適切な対応をお願いします。

総合企画戦略部研究推進課  
研究支援係 宮里・砂川  
内線：8815・2013  
e-mail：knsien@acs.u-ryukyu.ac.jp

(別紙)

### 「研究倫理教育」

本学における研究者の高い倫理性、健全な研究活動を保持し、研究者の研究活動上の不正行為を防止するためのコンプライアンス教育を実施する。

#### ○対象者

研究に関わる全ての構成員

#### ○関係規則

琉球大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程  
(第5条第2第1・2・4号)

#### ○学習形式

eラーニングにより実施。本学が指定する学習コースを受講する。  
※別添3「研究倫理教育 eAPRIN の琉球大学コースについて」参照

### 「研究費公正執行教育」

本学における公的研究費の適正な管理について、関連する学内規則及びルール等の理解を図り、不正を事前に防止するためのコンプライアンス教育を実施すると共に、「コンプライアンスに関する誓約書」を聴取する。

#### ○対象者

公的研究費に関わる全ての構成員

#### ○関係規則

国立大学法人琉球大学における公的研究費の不正防止のための管理・監査体制に関する規程 (第5条第2項第1・2号)

#### ○学習形式

eラーニングにより実施。本学が指定する学習コースを受講する。  
※別添4「研究費公正執行教育について」参照

※いずれの教育も、特任教員、研究員、非常勤職員、再雇用職員並びに学生等を対象者に含む。

(令和6年度以降の研究倫理教育及び研究費公正執行教育の実施方策・受講対象者確認用フローチャート (別添5) 参照)

## 令和6年度以降の研究倫理教育及び研究費公正執行教育の実施方針

令和6年3月5日  
研究推進会議

	研究倫理教育	研究費公正執行教育及び誓約書の徴取
① 関連規則	琉球大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程  第5条2項 1・2・4号	国立大学法人琉球大学における公的研究費の不正防止のための管理・監査体制に関する規程  第5条2項 1・2号
② 実施頻度	3年に1度一斉受講を実施する  新規採用者は採用年度に実施する  ガイドラインの改訂等、必要性が生じた場合は、適宜一斉受講を実施する	3年に1度一斉受講を実施する  新規採用者は採用年度に実施する  ガイドラインの改訂等、必要性が生じた場合は、適宜一斉受講を実施する
③ 実施体制	各部局等のコンプライアンス推進責任者（部局等の長）は、当該部局等の構成員に対し、部局等内における研究活動上の不正行為の防止するためのコンプライアンス教育を実施する	各部局等のコンプライアンス推進責任者（部局等の長）は、当該部局等の構成員に対し、部局等内における公的研究費の不正防止のためコンプライアンス教育を実施する
④ 対象者	研究に関わる全ての構成員  ※全ての教員（特任教員、研究員を含む）、全ての職員（非常勤職員を含む）及び学生のうち研究に関わる者等 ※構成員のうち公的研究費を受給中の者、申請予定のある者 ※その他研究者番号を有する者	公的研究費に関わる全ての構成員  ※全ての教員（特任教員、研究員を含む）、全ての職員（非常勤職員を含む）及び学生のうち公的研究費に関わる者等。
⑤ 学習形式	eラーニングによる学習  ※対象者は、本学が指定する学習コース（eAPRINに設定するいずれかのコース）を受講する 【琉球大学コース】 責任ある研究行為（理工系） 【琉球大学コース】 責任ある研究行為（人文系）	eラーニングによる学習  ※対象者は、本学が指定する学習コースを受講し、コンプライアンス推進責任者へコンプライアンスに関する誓約書を提出する

⑥ 受講 期間	<p>4月1日在籍者については、当該年度の9月末日まで、4月1日より後に採用される者については、採用された月の末日の翌日から起算して5月を超えない期間内、10月1日以降採用される者については、当該年度の末日までを受講期間とする</p> <p>※部局等において、上記の期限を超えない範囲で、独自の期限を設定することも可とする</p>	<p>4月1日在籍者については、当該年度の9月末日まで、4月1日より後に採用される者については、採用された月の末日の翌日から起算して5月を超えない期間内、10月1日以降採用される者については、当該年度の末日までを受講期間とする</p> <p>※部局等において、上記の期限を超えない範囲で、独自の期限を設定することも可とする</p>
⑦ 理解 度の 把握	<p>対象者は、本学が指定する学習コースを受講した上で理解度テストを受け、80%以上の正答をもって受講完了とする</p>	<p>対象者は本学が指定する学習コースを受講した上で理解度テストを受け、80%以上の正答をもって受講完了とする</p> <p>※コンプライアンス推進責任者は、対象者から、コンプライアンスに関する誓約書を徴収する</p>
⑧ 未 受 講 者 等 へ の 方 策	<p>コンプライアンス推進責任者は、未受講者に対して、eラーニング受講の督促を行うとともに、受講未完了の者に対しては、再教育及び理解度再調査、再受講の督促を行う</p>	<p>コンプライアンス推進責任者は、未受講者に対してeラーニング受講の督促を行うとともに、受講未完了の者に対しては、再教育及び理解度再調査、再受講の督促を行う</p>
⑨ 完 了 報 告	<p>コンプライアンス推進責任者は、全対象者の受講完了を確認の上、実施報告書を総括管理責任者（研究担当理事）へ提出する</p>	<p>コンプライアンス推進責任者は、全対象者の受講完了及び誓約書の提出を確認の上、実施報告書を総括管理責任者（研究担当理事）へ提出する</p>

「研究活動上の不正行為の防止」及び「公的研究費の不正使用防止」に係る  
コンプライアンス推進責任者・担当責任部署一覧

コンプライアンス推進責任者 (部局等の長)	担当責任部署		
	担当部局	課	係
グローバル教育支援機構長	学生部	教育支援課	教育支援係
研究推進機構長	総合企画戦略部	研究推進課	研究推進係
地域連携推進機構長	総合企画戦略部	地域連携推進課	企画係
亜熱帯島嶼科学超域研究推進機構長	総合企画戦略部	研究推進課	研究推進係
大学評価IRマネジメントセンター長	総合企画戦略部	経営戦略課	評価・IR係
ハラスメント相談支援センター長	総務部	職員課	職員係
人文社会学部長／地域共創研究科長	人文社会学部		総務係
国際地域創造学部長	国際地域創造学部		総務係
教育学部長／教育学研究科長	教育学部		総務係
理学部長／理工学研究科長	理学部		総務係
医学部長／医学研究科長	上原キャンパス事務部	企画課企画・研究推進室	研究協力係
工学部長	工学部		総務係
農学部長／農学研究科長	農学部		総務係
保健学研究科長	上原キャンパス事務部	企画課企画・研究推進室	研究協力係
法務研究科長	人文社会学部		法科大学院係
熱帯生物圏研究センター長	総合企画戦略部	研究推進課	共同利用施設係
島嶼地域科学研究所長	総合企画戦略部	研究推進課	共同利用施設係
島嶼防災研究センター長	総合企画戦略部	研究推進課	共同利用施設係
附属図書館長	附属図書館	情報管理課	総務係
病院長	上原キャンパス事務部	企画課企画・研究推進室	研究協力係
研究基盤統括センター長	総合企画戦略部	研究推進課	共同利用施設係
情報基盤統括センター長	総務部	情報企画課	情報推進係
博物館（風樹館）長	総合企画戦略部	研究推進課	共同利用施設係
教職センター長	教育学部		総務係
附属学校統括	教育学部		附属学校係
附属学校長（小学校）	教育学部		附属学校係
附属学校長（中学校）	教育学部		附属学校係
総合企画戦略部長	総合企画戦略部	研究推進課	研究支援係
総務部長	総務部	総務課	総務係
財務部長	財務部	財務企画課	総務係
学生部長	学生部	教育支援課	教育支援係
施設運営部長	施設運営部	施設企画課	施設総務係
上原地区キャンパス移転推進室長	上原キャンパス移転推進室		第一係
総合技術部ゼネラルマネージャー	技術支援組織	総合技術部	
学長企画室長	学長企画室		企画係
基金室長	基金室		基金係
監査室長	監査室		監査係

緑：組織規則関係      オレンジ：事務組織規程関係

## 研究倫理教育 eAPRIN の琉球大学コースについて

本学における研究者の高い倫理性、健全な研究活動を保持し、研究者の研究活動上の不正行為を防止するためのコンプライアンス教育を実施します。対象者は以下により当該教育を受講してください。

【対象者】 研究に関わる全ての構成員

※実施方策・受講対象者確認用フローチャート参照

【関係規則】 琉球大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程  
(第5条第2第1・2・4号)

【学習形式】 eAPRIN により実施。 <https://edu.aprin.or.jp/>

- 1 eAPRIN に設定されている「【琉球大学コース】責任ある研究行為」の、人文系または理工系いずれかを受講してください。
- 2 選択したコースのすべての単元を受講してください。80%以上の正答をもって受講完了となります。
- 3 受講者機能－修了証一覧から、「修了証」を確認してください。

【琉球大学コース】責任ある研究行為 (人文系) 8単元	【琉球大学コース】責任ある研究行為 (理工系) 10単元
(共通) <ul style="list-style-type: none"><li>・ 公的研究費の取扱い</li><li>・ 大学等における安全保障輸出管理</li><li>・ 利益相反ダイジェスト</li><li>・ 社会への情報発信</li></ul> (人文系単元) <ul style="list-style-type: none"><li>・ 研究活動における不正行為</li><li>・ 人文学・社会科学分野における盗用</li><li>・ 共同研究とオーサーシップ</li><li>・ ピア・レビューと利益相反</li></ul>	(共通) <ul style="list-style-type: none"><li>・ 公的研究費の取扱い</li><li>・ 大学等における安全保障輸出管理</li><li>・ 利益相反ダイジェスト</li><li>・ 社会への情報発信</li></ul> (理工系単元) <ul style="list-style-type: none"><li>・ 責任ある研究者の行為について</li><li>・ 研究における不正行為</li><li>・ データの扱い</li><li>・ 共同研究のルール</li><li>・ オーサーシップ</li><li>・ 盗用と見なされる行為</li></ul>

※「研究インテグリティ」確保の観点から、令和6年度より朱書の2単元を追加しております。

**【共通】****・公的研究費の取扱い**

公的研究費は、ルールに則り適切に執行する必要がある。本単元では研究者が独り善がりに陥りやすい点を指摘し、事務系職員と知恵を合わせて最大限有効に使う道筋を示す。

領域名：責任ある研究行為：基盤編(RCR 共通単元)

**・大学等における安全保障輸出管理**

国際的な学术交流が進展し共同研究の機会や留学生の受入れが拡大する中、国内の大学や研究機関が保有する機微技術が流出するリスクが増加しており、大学等においても安全保障貿易管理に厳格に取り組むことが必要となっている。本単元では、個々の研究者が理解しておくべき規制や具体的な手続きについて学ぶ。

領域名：安全保障貿易管理（輸出管理）教材（SEC）

**・利益相反ダイジェスト（令和6年度より追加）**

研究機関において利益相反を適切に管理することの重要性が認識されている。本単元では、研究者・研究機関が研究成果の信頼性・客観性・透明性を確保する上で理解しておくべき基本的知識と、利益相反の管理のために必要な事項について学ぶ。

領域名：責任ある研究行為：基盤編(RCR 共通単元)

**・社会への情報発信（令和6年度より追加）**

どのような情報をどのように社会に発信するのか、メディアを通じた社会への情報発信は、研究活動の重要な一角をなす。特にインターネットは研究活動と不可分のツールだが、その利便性ゆえに配慮ある使用が望まれる。本単元では、インターネットなどのメディアを通じた社会への情報発信の基本的な姿勢と作法の習得を目指す。

領域名：責任ある研究行為：基盤編(RCR 生命医科学系)

## 【人文系単元】

### ・研究活動における不正行為

研究活動における不正行為について、捏造・改ざん・盗用の定義やそれ以外の不正行為について、昨今の事例の紹介を通して説明し、研究者が実際に不正行為に直面した際に取るべき行動である「告発」についても学習する。

領域名：責任ある研究行為：基盤編（RCR 人文系）

### ・人文学・社会科学分野における盗用

研究活動における不正行為において、最も頻繁に取り上げられるのが盗用である。研究成果にあらぬ疑いがかけられないように、人文系の研究者が論文等を執筆する際に求められる引用や要約の作法について学ぶ。

領域名：責任ある研究行為：基盤編（RCR 人文系）

### ・共同研究とオーサーシップ

昨今、人文系の分野においても大型研究費による共同研究が活発になっている。多分野で研究を実施する共同研究において注意すべき、オーサーシップやデータの扱いの問題について学習する。

領域名：責任ある研究行為：基盤編（RCR 人文系）

### ・ピア・レビューと利益相反

研究の質を確保するための、研究者同士の共同作業が論文のピア・レビュー（査読）である。査読付き学術雑誌に論文を投稿する、もしくは、ピア・レビューを引き受ける場合に注意しておくべき事項を学習する。

領域名：責任ある研究行為：基盤編（RCR 人文系）



## 【理工系単元】

### ・責任ある研究者の行為について

研究者は、研究倫理・研究公正の考え方に従って研究を実施し、その成果をもって社会に貢献する。本単元では、そうした研究活動を支える各種の法令・指針の生い立ちを知って、その道筋を学ぶ。

領域名：責任ある研究行為：基盤編(RCR 生命医科学系)

### ・研究における不正行為

研究分野でのミスコンダクトの中でも捏造・改ざん・盗用という行為は、研究の真実性を損ない、社会から研究者への信頼を著しく失わせる行為である。本単元ではそうしたミスコンダクトについての理解を深め、これらを回避し、適切な成果発表をするための考え方について学ぶ。

領域名：責任ある研究行為：基盤編(RCR 生命医科学系)

### ・データの扱い

研究上のミスコンダクトは、必ずしも意識的に生じるものではない。本単元では研究者に生じがちな偏見や思い込みを避ける上での基本的な研究上の手順を学ぶ。

領域名：責任ある研究行為：基盤編(RCR 生命医科学系)

### ・共同研究のルール

今日の研究は規模と質を確保する上で、共同研究が基本となりつつある。本単元では共同研究を適切に進めるための考え方と、知的財産権等、共同研究成果に伴って生じやすい問題を避けるための基本事項を学ぶ。

領域名：責任ある研究行為：基盤編(RCR 生命医科学系)

### ・オーサーシップ

「著者」になることは、名誉ばかりでなく、職、地位、研究費を得る上で重要な意味がある。本単元では「著者」をめぐる権利と責務の国際的基準を学び、国際発表に備える。

領域名：責任ある研究行為：基盤編(RCR 生命医科学系)

### ・盗用と見なされる行為

研究における「盗用」は、自身の業績を不当に膨らませる行為である。本単元では他の研究者の研究成果への敬意を払い、科学的知見を健全に活用する方法を解説する。

領域名：責任ある研究行為：基盤編(RCR 生命医科学系)

## 研究費公正執行教育について

本学における公的研究費の適正な管理について、関連する学内規則及びルール等の理解を図り、不正を事前に防止するためのコンプライアンス教育を実施します。対象者は以下により当該教育を受講してください。

【対象者】 公的研究費に関わる全ての構成員

※実施方策・受講対象者確認用フローチャート参照

【関係規則】

国立大学法人琉球大学における公的研究費の不正防止のための管理・監査体制に関する規程（第5条第2項第1・2号）

【学習形式】 microsoft Forms により実施。

(Form へのリンクは各部局等担当窓口に御確認ください。)

- 1 Forms 内のリンクから、「研究費公正執行教育教材」を確認のうえ、設定された設問に回答（送信）してください。
- 2 80%以上の正答をもって合格となります。登録したメールアドレス宛てに「コンプライアンスに関する誓約書」（以下、「誓約書」という。）に関する通知（Forms へのリンク）が届きます。内容を御確認のうえ、「誓約書」を提出（送信）してください。
- 3 「誓約書」の提出をもって受講完了となります。登録したメールアドレス宛てに受講完了通知が届きますので御確認ください。

○研究費公正執行教育教材（研究委推進課HPからも確認できます。）

- 1 公的研究費使用ハンドブック
- 2 公的研究費の不正防止のための管理・監査体制に関する規程
- 3 公的研究費の不正防止に関する基本方針
- 4 公的研究費の不正に係る調査の手續等に関する取扱規程
- 5 公的研究費の使用に関する行動規範
- 6 換金性の高い物品の取扱い
- 7 研究者のみなさまへ～公的研究費の適正な執行について～

○コンプライアンスに関する誓約書

※1  
研究に関わる全ての構成員

- ・競争的資金受給中(申請予定)の者
- ・研究者番号を有する者

はい



- 研究倫理教育
- 研究費公正執行教育

いいえ ↓

※2 ※1  
公的研究費に関わる全ての構成員

(予算管理業務 / 物品等購入業務 / 旅費・謝金支給業務  
勤務管理業務 / 公的研究費で雇用される者 等)

はい



- 研究費公正執行教育

いいえ ↓

受講対象外

【受講期限】 ※3

(4/1在籍者)

9月末日まで

(4/1より後の採用者)

採用月の翌月の翌日から起算して5か月を超えない日  
かつ当該年度末日まで

※1 いずれの教育も、特任教員、研究員、非常勤職員、再雇用職員並びに学生等を対象者に含む。

※2 「公的研究費」とは、本法人が本法人以外の機関から受け入れるすべての研究資金をいう。

(国立大学法人琉球大学における公的研究費の不正防止のための管理・監査体制に関する規程第2条第1項第1号)

※3 部局等において、上記の期限を超えない範囲で、独自の期限を設定することも可とする。